

消費税の支払いパターン (協力業者様向け)

2013/9/20建設推進部作成

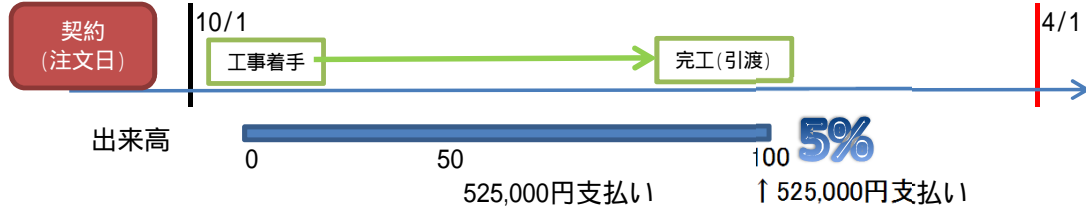
工事金額1,000,000円の場合

完工(引渡)とは、該当下請負工事の完工(引渡)

1. 9月30日までに契約

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 50,000円(消費税) = 1,050,000円

1- 工期の最後が3月31日以前の場合

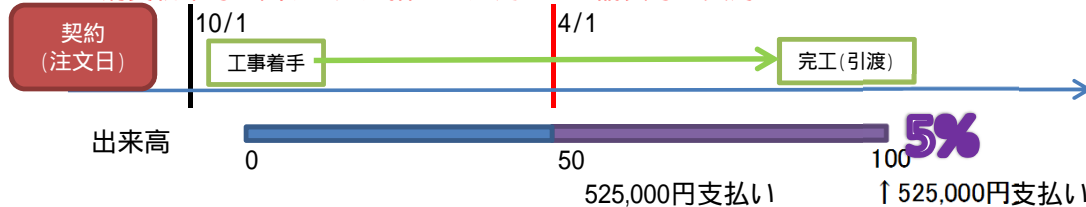


トータル支払い 1,000,000円 + 50,000円 = 1,050,000円

1- 工期の最後が4月1日以降の場合 (請負に係る契約の場合)

消費税率等に関する経過措置の適用のある請負等の契約

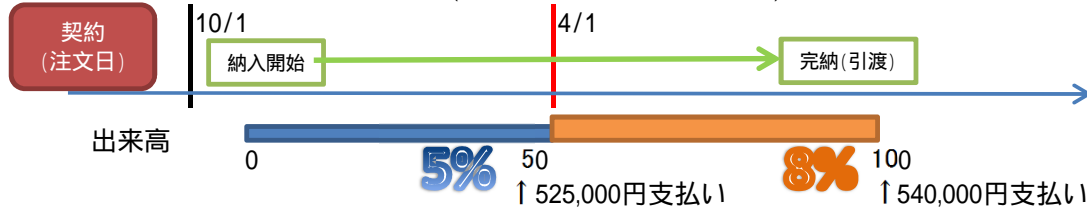
請負に係る契約とは？



4/1以降の請求書には、経過措置に該当する旨の記載が必要

トータル支払い 1,000,000円 + 50,000円 = 1,050,000円

1- 工期の最後が4月1日以降の場合 (請負に係らない契約の場合)



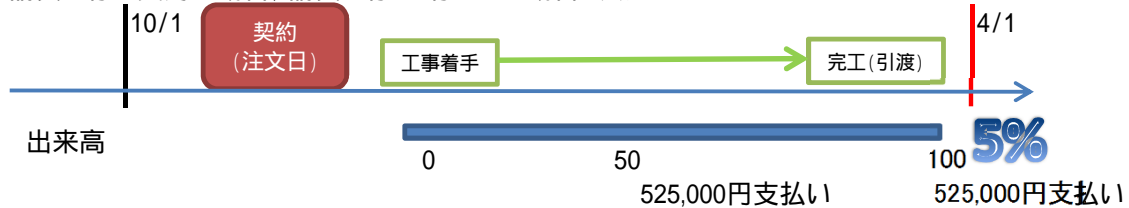
3/31までの出来高は、消費税5%の支払い。4/1以降の出来高は、消費税8%の支払いとなる。
注文書の金額は、1,050,000円となっているが、トータルで10,650,000円の支払いとなる。

トータル支払い 1,000,000円 + 65,000円 = 1,065,000円

2. 10月1日以降 3月31日までに契約で、工期の最後(予定)が3月31日以前の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 50,000円(消費税) = 1,050,000円

2- 請負に係る契約の場合、請負に係る・係らない場合 共通



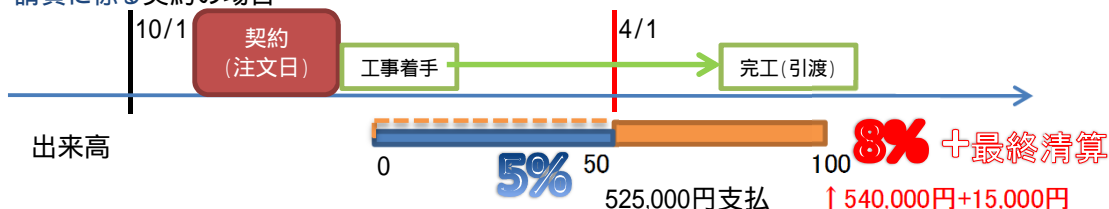
トータル支払い 1,000,000円 + 50,000円 = 1,050,000円

工期の最後が何らかの理由で4月1日以降となった場合は、注文書の記載が1,050,000円であっても、「3-」または「3-」の支払いとなります。但し、遅延した理由により、協力業者と協議となる。

3. 10月1日以降 3月31日までに契約で、工期の最後(予定)が4月1日以降の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 80,000円(消費税) = 1,080,000円

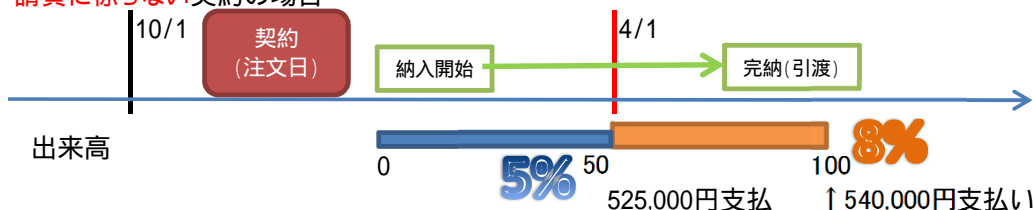
3-1 請負に係る契約の場合



3/31までの出来高は、消費税5%の支払い。4/1以降の出来高は、消費税8%の支払いとし、最終金支払い時に消費税の差額を同時に支払いする。

トータル支払い 1,000,000円 + 80,000円 = 1,080,000円

3-2 請負に係らない契約の場合



3/31までの出来高は、消費税5%の支払い。4/1以降の出来高は、消費税8%の支払いとなる。注文書の金額は、1,080,000円となっているが、トータルで10,650,000円の支払いとなる。

トータル支払い 1,000,000円 + 65,000円 = 1,065,000円

4. 4月1日以降の契約の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 80,000円(消費税) = 1,080,000円

トータル支払い 1,000,000円 + 80,000円 = 1,080,000円

【請負に係る契約】

工事の請負に係る契約（型枠工事、鉄筋加工、内装工事(クロス工事)など）
一般的な建設業法上の請負工事です。
当社でいう材工契約となる工種は、ほぼ全て該当します。

製造の請負に係る契約（造作材、バリューエッジカウンターなど）
現場には材料の納入しかない場合でも、施工図を承認して製作を依頼するものはこれに該当します。
いわゆるオーダーメイドするものが該当します。
(ニホンフラッシュの建具等もこれに該当します。)

広告の製作・企画に係る契約

パンフレットやチラシなど、表示内容やデザインなどを企画や校正をし、完成物の納品を約する場合、請負等これらに類する契約に該当します。

これらに類する契約の例

測量、地質調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の作成、ソフトウェアの開発

【請負に係らない契約】

既製の材料・資材：鉄筋材料、規格品の木材や新建材、ドレイン、構造スリット等の購入
リース料：リース(買取リースを除く)料、レンタル料